

内閣参質二一〇第一号

令和四年十月十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員野田国義君提出国道の新設又は改築に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員野田国義君提出国道の新設又は改築に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「国が事業化の優先順位を決める国道の新設又は改築のプロセス」及び「優先順位が変更される」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般国道の新設又は改築を国の直轄事業として事業化するに当たっては、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」（平成三十年三月三十日付け国官総第二百八十七号及び国官技第三百五号国土交通事務次官通知）に基づく新規事業採択時評価として、便益が費用を上回っていること及び円滑な事業執行の環境が整っていることを前提条件とし、さらに、事業の影響等を踏まえて総合的に判断しており、「特定の団体からの要望」や「特定の者からの要請」のみをもって判断するものではない。また、当該評価の手續においては、直轄事業負担金の負担者である都道府県及び指定都市の意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会の意見を聴くこととしている。なお、当該評価の評価結果、評価手法等については公表している。